令和８年度版

広島市放課後児童クラブのしおり



令和8年度の利用から、
オンライン（電子申請）にて
申込みを受け付けています！

オンライン申込みの対象と
なるかなどの詳細は、
P11をご覧ください！！

広島市

目次

Ⅰ 広島市放課後児童クラブの運営内容
１ 目　的・・・

Ⅰ 広島市放課後児童クラブの運営内容

１ 目 的

広島市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

２ 対象児童

次の⑴～⑶までの条件を全て満たす場合に対象となります。

（1）広島市内に住所を有している児童

（2）小学校に在学している児童

（3）保護者（父母など）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童

①就労のため、１週間のうち４日以上又は１か月のうち１６日以上、午後５時頃まで家庭にいないこと（通勤時間等を考慮し、勤務終了が午後４時以降であれば、午後５時頃まで家庭にいないものとみなします。）。（※1）（※２）。

②疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。

③疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。

④出産予定日前８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）に当たる日から出産日後８週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。

⑤大学・専門学校等へ通学中であること。

⑥その他児童を保護できない特別の事由があること（※３）。

※1　長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該放課後児童クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。この場合、就労時間の要件は、「午後５時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※２　夜勤明けの休日等において、休息が必要なために、午後５時頃まで児童を保育できない場合も、日数に含みます。

※３　求職活動による場合には、１週間のうち４日以上又は１か月のうち１６日以上、午後５時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、３か月が満了する日まで」です。

３ 実施期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日（令和７年度は８月１２日～１４日に実施）
- 年末年始（１２月２９日～１月４日）

4 開設時間

月曜日から金曜日まで　　１３：００～１８：３０
土曜日　　８：３０～１７：００
長期休業中及び学校代休日（※）　８：３０～１８：３０
短縮授業日　　下校時～１８：３０

※　長期休業中（土曜日を除く）に限り、希望者を対象として朝の開設時間の延長（８：００～８：３０）を有料で実施しています。詳しくはＰ１９～Ｐ２１をご覧ください。

5 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

⑴ 生活の指導

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせます。

⑵ 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

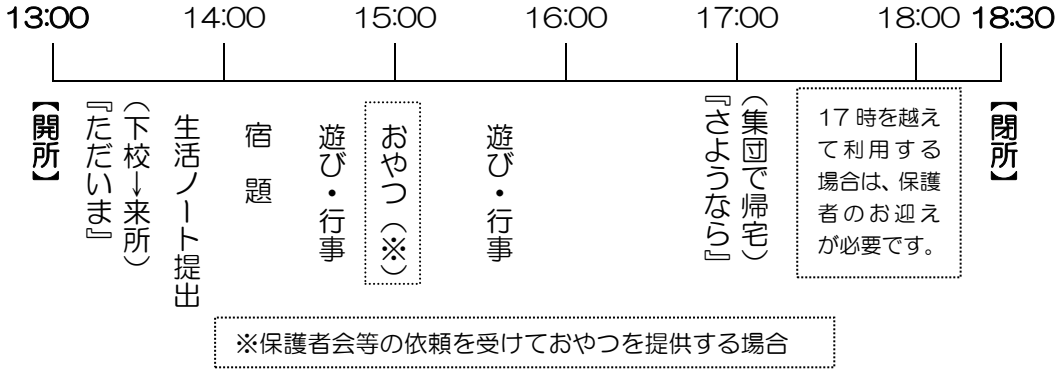
⑶ 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

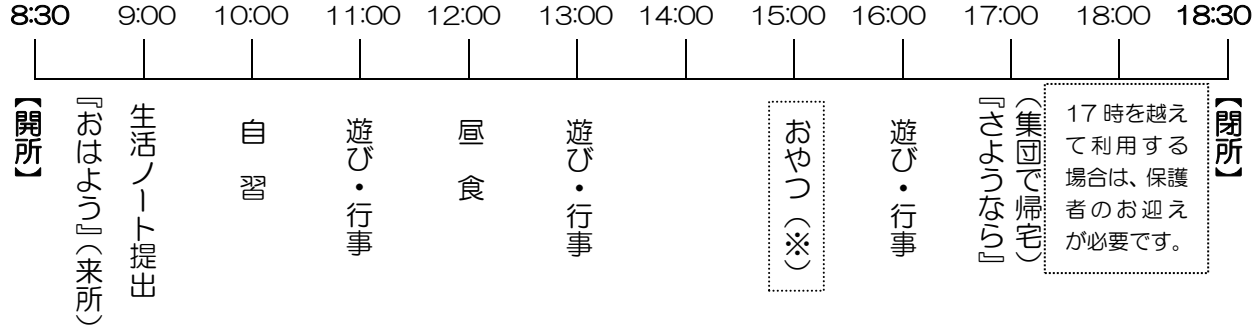
⑷ 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

○　放課後児童クラブの一日（４時間授業日の場合）



○　放課後児童クラブの一日（長期休業中の場合）



６ 利 用 料 金

放課後児童クラブの利用にあたっては、令和５年４月からは、基本時間部分の利用料金を負担していただくこととしています。

⑴ 利用料金

お子さま一人につき以下のとおり利用料金がかかります。

料金区分Ａ、Ｂの負担軽減措置に該当する方は、放課後児童クラブ利用申込書の該当する欄にチェックの上、申し込んでください。受給状況等を確認することに同意される方は、利用料金を算定するための関係書類の添付は、原則、不要です（ただし、里親世帯に該当する場合は、以下の表に記載のある書類が必要です。）。

料　金　区　分			月額利用料
負担軽減措置	Ａ	・就学援助受給世帯 ・生活保護受給世帯 ・市民税（住民税）非課税世帯 ・里親世帯（里親として委託されていることがわかる書類をご提出ください。）	無料
	Ｂ	・こども医療費補助受給世帯 ・ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 ・重度心身障害者医療費補助受給世帯	3,000 円
Ｃ		その他（上記に該当しない世帯）	5,000 円

※利用料金の判定に当たっては、住民票上の世帯員だけでなく、その他の同居する親族等を含み、判定します。

※就学援助受給世帯については、放課後児童クラブの利用申込み時点では就学援助申請中であり、認定がまだされていなくても、放課後児童クラブ利用申込書提出時に、「就学援助受給世帯」にチェックをしていれば該当するものとしてみなしますが、認定されなかった場合には、遡って利用料金をお支払いいただきます。

※市民税非課税世帯以外の項目は、放課後児童クラブ利用申込日時点の状況で判定します。

※市民税非課税世帯の判定については、令和８年４月～６月に利用を開始する場合は令和７年度の市民税で、令和８年７月～令和９年３月に利用開始する場合は令和８年度の市民税で判定します。

※住民税課税年度の直前の１月１日に広島市外に居住されていた場合は、住民税額が確認できる書類をご提出ください。

※長期休業中の朝の延長利用をされる場合は、別途利用料金がかかります（詳細はＰ１９をご覧ください。）。

※利用期間満了前に放課後児童クラブの利用を中止する場合は、必ず「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」をご提出ください（提出がない場合は、利用料金がかかります。）。

※弁当代及びおやつ代は、上記料金に含まれていません。

⑵ 多子軽減

同一世帯から２人以上のお子さまが放課後児童クラブを利用されている場合、２人目は半額、３人目以降は無料とします（年齢が上の児童から順に減額していきます。）。

軽減に当たっては、利用状況を基に市で判定しますので、申請等の手続は基本的に必要ありませんが、本市が運営する放課後児童クラブと民間放課後児童クラブで、それぞれ別の兄弟姉妹が利用され

ている場合などは、相互の情報把握ができないため、学年が下のお子さまについて、通っている放課後児童クラブに「放課後児童クラブ在籍証明書」の発行を依頼し、学年が上のお子様が通われている放課後児童クラブにご提出ください。また、証明書の取得にあたっては、必ず、実際に放課後児童クラブに通い始めた日以降に取得してください。

なお、本市が補助を行っていない民間学童保育等に通われている場合は、本軽減の対象とはなりません（本市が補助している民間放課後児童クラブは、本冊子後半部分にある別添３の一覧をご確認ください。）。

⑶　月前半での利用中止及び月後半からの利用

利用料金は、原則、月額で設定しますが、月の前半（１５日まで）に利用を中止する場合及び月の後半（16 日以降）に利用を開始する場合は、当該月の利用料金を半額（同一世帯２人目の場合は、さらにその半額）とします。

月の途中で、放課後児童クラブ間で異動する場合には、異動元のクラブと異動先のクラブから請求される利用料金を単純に合算すると、異動当月が１．５か月分の料金となってしまうことがあるため、合算して１か月分の料金を超えないように、異動先の新しいクラブでの初月の利用料金を調整（無料又は半額）します。月途中でクラブ間で異動する場合は、異動元のクラブで「放課後児童クラブ利用証明書」を発行してもらい、異動先のクラブにご提出ください。

⑷　料金区分の変更手続

負担軽減措置に該当する就学援助、各医療費補助等を新たに受給したり、受給資格を喪失するなどの受給状況の変更があった場合や、世帯の状況等（申込保護者の変更含む。）に変更があった場合には、必ず、「放課後児童クラブ　世帯状況等変更申出書」を各放課後児童クラブにご提出ください。

なお、料金区分の変更が判明した際は、遡って請求する場合や、還付をさせていただく場合があります。

⑸　利用料金の納付方法

送付する納付書により各金融機関等でお支払いいただくほか、口座振替も可能ですので、ご利用ください。口座振替の申込書は、こども未来局放課後対策課、各区地域起こし推進課、各放課後児童クラブに備え付けています。

放課後児童クラブを運営するための大切な財源となりますので、納期限までの納付をお願いします。なお、利用料金を、特別な事情無く長期に渡り滞納するなど、納付の意思が確認できない場合は、放課後児童クラブの利用承諾を保留とさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

【重要】口座振替情報の引継ぎについて

前年度から継続して同様の口座振替をご希望の場合は、前年度の利用申込みと同一の申込者としてください。

申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。

７ 定　員

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）に定める、児童１人あたりの面積（おおむね 1.65 ㎡以上）やクラスの児童数（おおむね４０人以下）に基づき、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

各放課後児童クラブの定員については、市ホームページをご覧ください。

８ 連絡事項・注意事項

⑴ 生活ノートについて

◎　ご家庭と放課後児童クラブとの連絡に使用する大切なものです。指導員が放課後児童クラブでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日、ご確認いただき、サインをした上で、必ず持たせてください。

◎　お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

◎　一部の放課後児童クラブでは、保護者連絡用アプリを試験的に導入しています。
　利用予約、児童の来退所時の通知、クラブと保護者間の連絡などの機能を運用しており、今後も、段階的に導入するクラブを増やしていくこととしています。

⑵ 欠席について

◎　欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに生活ノートでお知らせください。急な場合は、電話やＦＡＸなどで保護者の方が直接ご連絡ください。

◎　お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。

◎　学校を欠席又は早退した場合には、必ず放課後児童クラブにもご連絡ください。

⑶ 帰宅と来所について

◎　お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように、各放課後児童クラブの運営状況に応じて、帰る時刻を 16:00・16:30・17:00 というように下校時から３０分毎に設定しています。保護者の方が希望される時刻を必ず生活ノートに記入してください。

◎　放課後児童クラブから帰る時刻を 17:00 を越えて希望される場合は、お子さまの安全確保のため、必ず 18:30 までに保護者の方のお迎えをお願いします。

※お迎えが間に合わない場合は、広島市ファミリー・サポート・センター等の利用もご検討ください。ファミリー・サポート・センターの連絡先は、電話 082-246-4455 です。

◎　お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、生活ノートに記入してください。なお、放課後児童クラブには専用の駐車場はありません。

◎　夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は 8:30 です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。

◎　塾や習い事等での早帰り後の再来所は、お断りしています。

◎　ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いします。

⑷　宿題について

◎　宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。

◎　下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

⑸　お弁当・おやつについて

◎　長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。現金は持たせないようにお願いします。

※　令和５年度から、本市が配送料を負担するお弁当の提供（配送）サービスをご案内しております（利用は任意）。詳しくは、市ホームページ等をご覧ください。

◎　おやつについては、市（公費）では提供していません。ただし、保護者会がおやつ代を徴収して提供している場合があります。

※　令和５年度から、本市が配送料を負担するおやつの提供（配送）サービスをご案内しております（利用は任意）。詳しくは、市ホームページ等をご覧ください。

⑹　放課後児童クラブでのケガについて

放課後児童クラブでは、日頃からケガのないように見守り・指導に努めています。

それでも避けられなかったケガについて、原因が施設的な瑕疵等である場合には、市が加入する損害賠償保険で治療費の対応をします。

こども同士のけんかによるケガ、転んでヒザをすりむいた、来所・帰宅途中の事故等については、原則対象になりません。

⑺　服薬について

◎　投薬は医療行為にあたるため、指導員は行うことができません。

◎　服薬する場合には、お子さまが自分でることになります。安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて、生活ノートに記入してください。

⑻　学級閉鎖等の場合について

◎　学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無にかかわらず放課後児童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いします。

※　広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

◎　新型コロナウイルスやインフルエンザ等の陽性者となった場合は、療養期間中は、放課後児童クラブを利用できません。

⑼　非常変災状態になった場合の対応について

◎　非常変災状態とは、次の場合をいいます。

- 広島市（区）にレベル３以上の警報が発表された場合又は学区内に避難情報が発令された場合
- 台風の接近等により広島市（区）にレベル３以上の警報が発表される（もしくは学区内に避難情報が発令される）と判断した場合又は判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- 不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合

◎　非常変災状態になった場合には、放課後児童クラブは原則として次表の対応になります。

◎　気象情報・避難情報等は、広島市の「防災メール」や「防災ポータル」等で確認できます。

防災メール（http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/）	
防災ポータル（https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/）	

【小学校登校日の場合】

非常変災状態		放課後児童クラブの対応
小学校の対応	「臨時休校」の場合（自宅待機後の臨時休校を含む）	臨時休所
	「登校」の場合 （自宅待機後の登校、登校後授業打ち切り 及び一斉下校・集団下校時を含む）	通常の開所時刻から開所（注１）

【小学校休業日の場合】

非常変災状態		放課後児童クラブの対応
午前７時の時点	① 当該施設が所在する区に「暴風警報」が発表されている場合	臨時休所
	② 当該学区内に、「避難指示（警戒レベル４）」又は「緊急安全確保（警戒レベル５）」が発令されている場合、又は当該施設が所在する区に「レベル４大雨危険警報」、「レベル４土砂災害危険警報」、「レベル４氾濫危険警報」のいずれかが発表されている場合	臨時休所
	（① ②を優先とします。） 当該学区内に、「高齢者等避難（警戒レベル３）」が発令されている場合、又は当該施設が所在する区に「レベル３大雨警報」、「レベル３土砂災害警報」、「レベル３氾濫警報」のいずれかが発表されている場合（台風接近時含む）	通常の開所時刻から開所 ※ 保護者の方の送迎（クラブの入口まで）が必要です。 ※ 一部の放課後児童クラブ（注２）は臨時休所です。
午前７時より後に非常変災状態になった場合		通常の開所時刻から開所（注１）

（注１） **原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します**（天候及びその他の事情により、閉所時刻以前にお迎えを依頼することがあります）。

（注２） **上温品児童館、戸坂城山児童館、東浄児童館、早稲田児童館、安東児童館、五月が丘児童館の放課後児童クラブ**については、**臨時休所**です。

⑽ 震度５弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 放課後児童クラブは地震発生後は臨時休所になります。
②	開所前に地震が発生した場合	当日は臨時休所になります。 ※ 地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	翌日は臨時休所になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所に移動します（避難場所で保護者に引渡し）。

【小学校休業日の場合】

前記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません。）。

⑾　保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。場合によっては、勤務先に連絡することもありますのでご了承ください。

① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合

- 台風接近時や大雨時には、気象情報・避難情報に注意しておいてください。

② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合

- お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。

③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合

- 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

④ お子さまが放課後児童クラブから帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合

- 帰る時刻やお迎えの有無などについては、生活ノートに必ずご記入ください（一部の放課後児童クラブでは、保護者連絡用アプリを導入しています。詳細はＰ６をご覧ください。）。

⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

⑿　利用時に用意するものについて

- 置き傘（見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- 着替え（希望者のみ。名前をご記入ください。）

⒀　その他

- 持ち物には必ず名前をご記入ください。

【用語の定義】

◎放課後児童クラブに関すること。

- 来所：放課後児童クラブに来ること。
- 在所：放課後児童クラブにいること。
- 帰宅：放課後児童クラブから自宅に帰ること。
- 開所：放課後児童クラブを開設時間に開けること。
- 閉所：放課後児童クラブを開設時間以降、閉めること。
- 休所：放課後児童クラブを休みにすること。

◎小学校に関すること。

- 登校：小学校へ行くこと。
- 在校：小学校にいること。
- 下校：小学校から帰ること。
- 休校：小学校が休みになること。

Ⅱ　利用手続（令和８年度利用）

・定員を超過する場合、選考により利用できない場合があります。

・複数の放課後児童クラブ（本市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込みはできません。

オンライン申込みについて

◎　令和８年度の利用分から、一部、オンラインでの受付を開始しました。こちらをご利用いただければ、放課後児童クラブへ直接お申込みに行く手間が省けます。

◎　オンラインで申し込まれる場合は、在職証明書などの添付書類は、エクセルや写真などの電子データで添付していただくものになっています。

◎　受付期間、必要書類、利用要件、優先順位などは、オンラインで申し込まれる場合も、紙で申し込まれる場合も同じです。

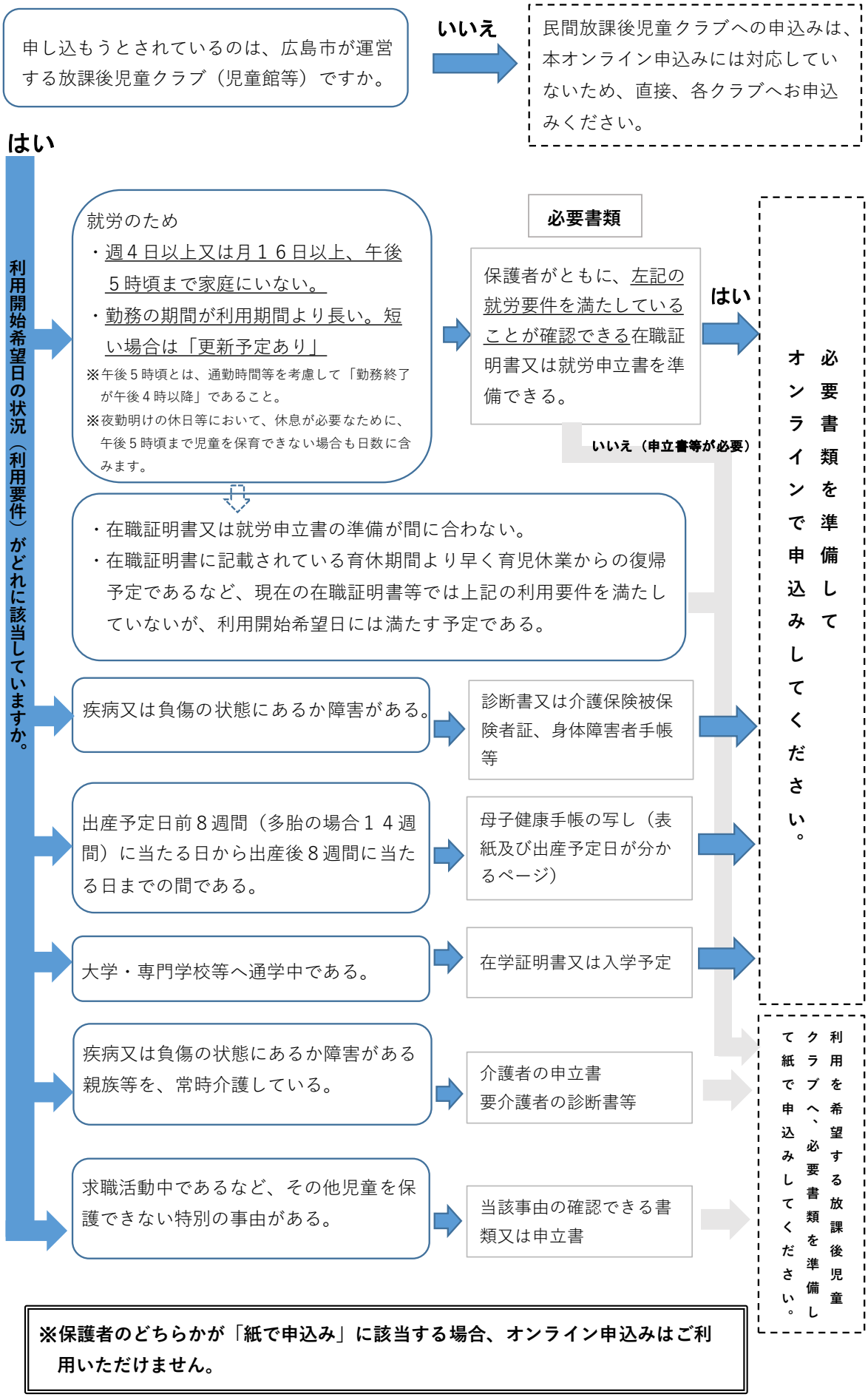
◎　民間放課後児童クラブへお申込みされる場合は、オンライン受付は対応していません。

右ページをご確認の上、

オンライン申込みが可能な方は、

こちらの２次元バーコードからお申込みください。

★オンライン申込みが可能か、こちらのフローチャートでご確認ください。



※保護者のどちらかが「紙で申込み」に該当する場合、オンライン申込みはご利用いただけません。

１ 令和８年４月から利用を希望される方（「春休み」のみの利用は除く。）

⑴ **申込み**（別添１「利用手続の流れ」を参照）

紙で申し込まれる場合は、利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書（利用を希望する放課後児童クラブで直接入手又は市ホームページにも掲載しています。）」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください。

※長期休業中の朝の延長を希望する場合は、申込書の下段に延長利用の希望欄を設けていますので、そちらにチェックをしてください。詳しくはＰ１９～Ｐ２１をご覧ください。

※条件が合致する方は、オンラインでの申込みも可能です。詳しくは、Ｐ１１をご覧ください。
なお、受付期間や優先順位などは、オンラインでの申込みも紙での申込みも同じです。

【受付期間】

区　分	対象学年	受付期間	
通年利用	新１年生～新３年生	１次受付	令和７年１２月　５日(金)～１２月１８日(木)
	新１年生～新６年生	２次受付	令和８年　２月　６日(金)～　２月１９日(木)

※利用開始日が４/1～4/１５の場合に、通年利用として上記期間に申し込むことができます。

※受付期間内に申込みができなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方（Ｐ１７を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

※受付期間ごとに優先順位を定めます（P１５を参照）ので、利用を希望する新１年生から新３年生におかれましては、１次受付で申込みされることをおすすめします。

【必要書類】

●利用要件を確認するための書類（父母など、保護者のみ必要です。）

※「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、市ホームページから入手可能

確認が必要な事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合（雇用主に雇用されている場合）	在職証明書（※2）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（要介護３～５の場合のみ可）の写し
親族等を常時介護している場合（※３）	介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) 要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可)、介護保険被保険者証（要介護３～５の場合のみ可）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)

障害がある場合（保護者等）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しでも可）（**※４**）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）（年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出）
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書(当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの)

※1　必要書類は、保護者(単身赴任の場合も含め、父母両名など)それぞれ必要です。

※2　就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。

※3　介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※4　入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

●優先利用に該当するかを確認するための書類（該当者のみ）

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に ☑ をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です。）。

確認が必要な事由	必要書類
障害のある児童の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障害福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証（精神通院）（※2）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※3）

※1　知的障害、身体障害、精神障害、発達障害等

※2　障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3　ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」と「住民票の写し」（写しでも可）の両方を提出してください。なお、ひとり親家庭等医療費補助を受給しており、申込用紙の負担軽減措置の該当欄にチェックをしている場合には、書類の添付は不要です。

●利用料金の算定に必要な書類（該当者のみ）

利用料金の算定にあたっては、申込書にご記入いただいた内容を基に、市の内部で情報を確認するため、基本的には、書類の添付等は不要ですが、P４に記載しているように、広島市外で課税判定されている場合や里親世帯など、必要書類を求める場合があります。

【重要】口座振替情報の引継ぎについて

前年度から継続して同様の口座振替をご希望の場合は、前年度の利用申込みと同一の申込者としてください。

申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。

⑵ 利用の承諾等

◎　利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。

※　求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

例①　利用開始日が４月１日→6月30日までの利用期間

例②　利用開始日が4月 16 日→7月１５日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、再度、新規の利用申込みが必要です。放課後児童クラブ利用申込書に、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付してください（例①の場合で、7月１日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月１日～15日に申込みが必要です）。

◎　利用希望児童数が多く、定員を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員に達するまで、利用を承諾します。

【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します(小学校１年生→２年生→３年生→４年生→５年生→６年生)。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです（①→②）。

①　優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）

②　①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

◎　対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

◎　各受付期間に対する利用承諾又は利用承諾保留の通知の送付の目安は以下のとおりです。

【１次受付】令和８年　２月　５日頃

【２次受付】令和８年　３月　６日頃

２ 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方

⑴ 申込み

◎ 紙で申込みをされる場合は、利用を希望する放課後児童クラブにおいて、通年利用者が、当該クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受け付けます。

- 申込みを受け付ける放課後児童クラブは、事前に市ホームページ等でお知らせします。
- **長期休業中のみの利用については、就労時間の要件について「午後５時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。**

◎ 利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください。

※条件が合致する方は、オンラインでの申込みも可能です。詳しくは、Ｐ１１をご覧ください。
なお、受付期間や優先順位などは、オンラインでの申込みも紙での申込みも同じです。

【受付期間】

区　分	受付期間	
「令和８年４月の春休み」のみの利用	受付	令和８年　２月　６日（金）～　３月１４日（土）
「夏休み」のみの利用(※)	１次受付	令和８年　６月　１日（月）～　６月１５日（月）
	２次受付	令和８年　６月１６日（火）～　６月３０日（火）
「冬休み」のみの利用	１次受付	令和８年１１月　２日（月）～１１月１４日（土）
	２次受付	令和８年１１月１６日（月）～１１月３０日（月）
「令和９年３月の春休み」のみの利用	令和８年 10 月頃ホームページ等でお知らせする予定です。	

※「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申込みができなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（Ｐ１７を参照）。

◎ 上記の申込みにより定員に達した放課後児童クラブにおいては、後日、定員に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込みの受付は行いません。

【必要書類】：令和８年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１３～Ｐ１５を参照）。

⑵ 利用の承諾等

◎ 令和８年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１３を参照）。

◎ ただし、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、順位付けにより利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

３ 年度の中途からの利用を希望される方

⑴ 申込み

紙で申込みをされる場合は、利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（**複数の放課後児童クラブ（本市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込みはできません。**）。

※条件が合致する方は、オンラインでの申込みも可能です。詳しくは、P１１をご覧ください。
なお、受付期間優先順位などは、オンラインでの申込みも紙での申込みも同じです。

【受付期間】

利用開始希望日	受付期間
月の前半（１～１５日）（※1）	利用希望月の前月の１～１５日（※2）
月の後半（１６～末日）（※1）	利用希望月の前月の１６～末日（※2）

※1　**利用開始希望日が 7/16～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31 の間の方**については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で１次受付けを行い、定員に余裕がある場合、下表のとおり２次受付けを行います）。

※2　受付期間の末日が、放課後児童クラブの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

＜R８年度　年度中途から利用の受付期間スケジュール＞

	利用開始希望日											
	4/1～15	4/16～30	5/1～15	5/16～30	6/1～15	6/16～30	7/1～15	7/16～31	8/1～10	8/17～31	9/1～15	9/16～30
受付期間	3/2～14	3/16～31	4/1～15	4/16～30	5/1～15	5/16～30	6/1～15	1次受付：6/1～15 2次受付 6/16～30	7/1～15	7/16～31	8/1～10	8/17～31
	利用開始希望日											
	10/1～15	10/16～31	11/2～14	11/16～30	12/1～15	12/16～28	1/4～15	1/16～30	2/1～15	2/16～27	3/1～15	3/16～31
受付期間	9/1～15	9/16～30	10/1～15	10/16～31	11/2～14	1次：11/2～14 2次受付 11/16～30	12/1～15	12/16～28	1/4～15	1/16～30	2/1～15	**未定** 10月頃HPをご覧ください。

※　法令の変更等により祝日等や、夏季一斉閉庁日が変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

※　利用開始希望日が 4/1～4/15 の場合は、一次受付け及び二次受付けで申し込まれた方が優先となりますので、P１３に記載している期間に申込みされることをおすすめします。

【必要書類】： 令和８年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１３～Ｐ１５を参照）。

※　求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

⑵　利用の承諾等

◎　令和８年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１５を参照）。

◎　対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には，先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

４ 申込事項の変更について

◎　勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかに放課後児童クラブにご連絡ください。また、負担軽減措置の該当状況、世帯状況、申込保護者等に変更がある場合は、利用料金の算定に影響する可能性がありますので、速やかに、「放課後児童クラブ世帯状況等変更申出書」をご提出ください。なお、勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。

◎　在職証明書の内容に変更等があった場合や、雇用期間が定められており、更新予定がなかったものが更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してくだい。※提出が無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。

なお、提出していただいていた在職証明書に、「更新予定あり」との記載があった場合には、勤務内容等に変更がない限り、更新後に新たに提出する必要はありません。

５ 利用申込取下げ・辞退・中止等

◎　次の場合、「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」を利用申込みした放課後児童クラブに提出してください。

- 申込取下げ：利用申込みをしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込みを取下げる場合
- 辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合
- 中止：利用期間中に、放課後児童クラブの利用を取りやめる場合

◎　利用期間満了前に放課後児童クラブを利用する必要が無くなった場合は、必ず「広島市放課後児童クラブ利用（申込取下げ・辞退・中止）届」を提出してください（提出がない場合は、利用料金がかかります。）。

◎　日付を遡っての届出はできませんので、必ず、利用取下げ、辞退、中止をする日までにご提出ください。それ以降の提出になると、在籍していた月までの利用料金がかかります。

（例１）4/1 利用開始の予定だったが、利用しないこととなった。→3/31 までに提出

（例２）4/1 から放課後児童クラブを利用しているが 6/1 からは不要になった。→5/31 までに提出

◎　保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

６　利用承諾の取消し

◎　利用申込に虚偽や不正があった場合などには、利用承諾を取り消すことがあります。

◎　長期間欠席された場合（継続して１ヵ月以上の欠席）には、放課後児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。

Ⅲ 長期休業中の朝の開設時間の延長利用

１ 長期休業中の朝の開設時間の延長内容

⑴ 開設時間の延長を実施する放課後児童クラブ

全ての放課後児童クラブ

⑵ 対象児童

放課後児童クラブを利用している児童

⑶ 延長時間

長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）の朝８時から８時３０分まで（土曜日を除く。）。

⑷ 延長利用料金（１年度あたり）

料金区分	その他の世帯（右記以外の区分）	多子世帯		市　民　税非課税世帯等
		２人目	３人目以降	
利用料金	２，４００円	１，２００円	無料	無料

※　夏季休業終了後に延長利用を開始する世帯の利用料金は、それぞれ記載の利用料金の半額とします。

※　「多子世帯」の料金区分は、同時期に２人以上放課後児童クラブを利用している世帯において、延長利用を申込む児童が２人目の場合（１，２００円）及び３人目以降の場合（無料）に適用されます。

※　「市民税非課税世帯等」の料金区分は、就学援助受給世帯、市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯、里親世帯に適用されます。

※　「その他の世帯」の料金区分は、「多子世帯」及び「市民税非課税世帯等」の料金区分を適用しない世帯に適用されます。

※　料金は年額ですが、年度の途中で、民間放課後児童クラブ間でクラブを異動する場合や、市直営の放課後児童クラブと民間放課後児童クラブ間でクラブを異動する場合は、双方で料金がかかることがあります。

⑸ 延長利用時の留意事項

【生活ノートについて】

◎　延長利用をしない日がある場合は、必ず前日までに生活ノートでお知らせください（一部の放課後児童クラブでは、保護者連絡用アプリを導入しています。詳細はＰ６をご覧ください。）。

◎　安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。なお、延長時間帯に来所しなかった場合の確認の電話が、午前９時以降となることがありますのでご了承ください。

【来所について】

◎　複数のクラスを開設している放課後児童クラブの場合、延長を実施するクラス（以下「延長実施クラス」といいます。）が通常利用されているクラスと異なることがあります。保護者の方は、お子さまが利用することになる延長実施クラスの場所を指導員に確認の上、責任をもって延長実施クラスに来所させるようにしてください。

◎　延長利用の場合であっても、開所時間である午前８時より前に放課後児童クラブに入室することはできません。児童を長時間外で待たせることのないよう、お子さまがご自宅を出発する時間については十分なご配慮をお願いします。

◎　延長利用の承諾をされていない場合は、８時３０分よりも前の利用はできません。

２ 延長利用手続

⑴ 申込み

◎　放課後児童クラブの利用申込みをされる際、延長利用の希望欄にチェックを入れてください。

【添付書類】

延長料金の算定は、基本料金の算定に用いた負担軽減措置該当状況を参照して決定しますので、添付書類は必要ありません。

⑵ 利用の承諾等

◎　「広島市放課後児童クラブ利用申込書」や添付書類により、利用料金の区分を決定し、納付書を発行するとともに利用の承諾を決定します。

◎　延長利用については、当該放課後児童クラブの利用が承諾されている期間に限ります。

◎　利用料金は、郵送する納付書を使用して、金融機関で利用料金を納付してください。

・口座振替による納付も可能です。また、基本時間部分の利用料金で口座振替の登録をされている場合は、延長料金についても自動で口座振替となります。

３ その他

【年度の中途からの延長利用を希望される方の延長利用】

◎　年度の中途に新たに延長利用を希望される場合は、「広島市放課後児童クラブ延長利用申込書（中途申込用）」に必要事項を記入の上、申し込んでください。「広島市放課後児童クラブ延長利用申込書（中途申込用）」は各放課後児童クラブで配付していますが、市ホームページからもダウンロードすることができます。また、利用開始時にオンラインで申込みをされた場合であっても、年度中途からの延長利用の申込みには対応していないため、直接、放課後児童クラブにお申込みください。

◎　年度の中途からの延長利用を希望される方は、原則、Ｐ１７－３「年度の中途からの利用を希望される方」に準じた受付期間で受付けを行います。ただし、各放課後児童クラブの運営状況によっては、年度の中途からの延長利用のご希望に添えない場合がありますので、事前に延長利用の申込みが可能かどうか各放課後児童クラブへご確認の上、申込みを行ってください。

【長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用される方の延長利用】

◎　通年利用の方の延長利用に支障のない範囲内で、長期休業中のみ利用される方の延長利用も可能です。

◎　Ｐ１６－２「長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方」に準じた受付期間で受付けを行います。

◎　放課後児童クラブの利用を希望される際、延長利用の希望欄にチェックを入れてください。

別添　1

利用手続の流れ（４月からの利用の場合）

１　申込書等の配布

各放課後児童クラブにおいて、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、を配布（市ホームページからも入手可能です。）

※オンラインで申し込まれる場合は、在職証明書等の様式を紙で受け取られたい場合を除き、このステップは不要です。

２　受付

【オンラインでの申込みの場合】

Ｐ１１にある２次元バーコードから申込み

※　詳細はP11～P１２をご覧ください。

※　在職証明書などの必要書類（詳細はＰ１３～Ｐ１４）は写真やＰＤＦなどのデータを添付

【紙での申込みの場合】

利用を希望する放課後児童クラブに、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）

①広島市放課後児童クラブ利用申込書（別添２　記入例を参照）**②必要書類**（詳細は、Ｐ１３～Ｐ１４参照）

３　審査

担当課において、提出された書類により対象児童の要件を満たしているかどうかを審査

対象児童の要件を満たさない場合

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても定員を超えない場合

全員受け入れると定員を超える場合

４　利用不承諾の通知

２月上旬～３月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付

４　利用承諾の通知

２月上旬～３月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

４-１　順位付け

・低学年の児童を優先

・同一学年内は、次の順位（①→②）

①　優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）

②　①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け

※　年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け

４-２　利用承諾・保留の決定

・上記の順位の上位から順に定員に達するまで、利用を承諾

・定員を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留

４-３　利用承諾保留の通知

２月上旬～３月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付

※　保留決定後に民間放課後児童クラブに申し込む場合は、「利用承諾保留通知書」を添付してください。

申込先のクラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾

４-３　利用承諾の通知

２月上旬～３月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付

５　利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用

別添　2

記　入　例

広島市放課後児童クラブ利用申込書

（あて先）広　島　　長　　令和 **7** 年 **12** 月 **15** 日

年度ごとに
申込みが必要です。

について、関係書類を添えて、次のとおり申し込みます。児童と同居する親族に関することについては、その者の同意を得て、提
頃の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。）。また、次のことに同意します。
費補助、ひとり親家庭等医療費補助、重度心身障害者医療費補助の受給状況等について、私と私の属する世帯員（この申込
報を確認されること。また、私と私の属する世帯員（この申込書に記載されている者）に関する市民税の課税情報等を課税資料
確認されること。③利用の承諾や放課後児童クラブでの保育の実施に必要な情報を、関係機関（学校等）に提供すること（課税状
況や、各医療費補助制度の該当情報を提供することはありません。）。④児童の状況（健康状態や特別な配慮の有無等）について、広島市（放課後児童クラブ）が
在籍校に確認すること。⑤緊急時の対応等のため、広島市（放課後児童クラブ）と在籍校との間で、必要な情報を相互に提供すること。⑥放課後児童クラブは、所
在する小学校区の市立小学校のカリキュラムにあわ
等にあわせた対応ができないこと。⑦非常変災時
すること。

すでに放課後児童クラブを利用されている方で、継続して前回と同様の口座振替をご希望の方は、必ず、前回の申込みと同一の申込者氏名をご記入ください。
申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要です。

住　所	〒 **730** － **8586** 広島市 **中** 区
申込者氏名（保護者）	**前年度から継続して** **者氏名をご記入ください。** **（申込者が異なる場合は、改めて、口座振替の手続が必要となります。）**
ふりがな	**ひろしま　かずね**
広島　一根 ※　兄弟姉妹で申込みされる場合は、同一の申込者氏名をご記入ください。	生年月日　(昭和)・平成 **59** 年 **4** 月 **1** 日生

令和８年４月時点の学年

ふりがな 児童氏名	性別	生年月日	学校名	学年
ひろしま　りつか **広島　六花**	**女**	(平成) 令和 **30** 年 **9** 月 **1** 日生	**▲▲** 小学校	**2** 年
利用を希望する放課後児童クラブ			△△　放課後児童クラブ	
利用を希望する期間		令和 **8** 年 **4** 月 **1** 日から 令和 **9** 年 **3** 月 **31** 日まで		

利用料金の算定のために、以下の医療費補助等に該当する場合は、該当するものすべてに☑をしてください。
いずれにも該当しない場合は、「上記のいずれにも該当しない。」に☑をしてください。

☐ 就学援助受給世帯（申請予定を含む）（※1） ☐ 住民税（市民税）非課税世帯（※2） ☐ 生活保護世帯 ☐ 里親世帯（※3）	→ 無料（0円）
☑ こども医療費補助受給世帯 ☐ ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 ☐ 重度心身障害者医療費補助受給世帯	→ 月額3，000円
☐ 上記のいずれにも該当しない。	→ 月額5，000円

※1　就学援助を申請しているが、まだ決定がされていない場合や、　　てください。就学援助に該当しているものとみなします。
　　ただし、就学援助が認定されなかった場合は
※2　1月1日に広島市外に居住していた等により
　　い。
※3　里親として委託されていることがわかる書類
　　放課後対策課）に直接ご連絡いただいても差

利用料金の算定に影響します！！
必ず、該当するものに☑をしてください。

児童の健康状態等（該当する番

障害の有無	① 無　・　2 有（状況：　　）
その他発達や病気について気になること	

保護者及び同居する親族の状況

氏　名	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等	氏　名	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等
広島　一根	**父**	**（株）□□□□**	**広島　四葉**	**姉**	**▲▲小学校　5年生**
広島　二枝	**母**	**△△ストア**	**広島　五実**	**兄**	**▲▲小学校　3年生** **★★放課後児童クラブ**
広島　三芽	**姉**	**●●大学　1年生** **（進学予定）**	**広島　七幹**	**祖父**	

優先利用（障害のある児童、ひとり親家庭の児童）を希望する場合は、右記に☑をしてください。 ※定員超過のため同一学年内における選考を行う必要がある場合に、優先します。 ※優先利用を希望する場合は、原則、お申込みの際に必要書類を添付してください。	☐ 優先利用を希望する
すでに放課後児童クラブを利用されており、そこから他のクラ 右記に☑をしてください	

長期休業中の朝の延長を希望する場合、☑をしてください。

長期休業中の延長利用の希望	
長期休業中の、朝の延長利用を希望する場合は、右記に☑をしてください。 ※　利用するには、別途、利用料金（年額）が必要です。	☑ 延長利用を希望する

別添　3

放課後児童クラブ一覧（民間放課後児童クラブ含む）【令和7年10月時点】

【中区】

小学校	名称	所在地	電話番号
白島	白島児童館放課後児童クラブ	西白島町２６－３０	223-2703
基町	基町児童館放課後児童クラブ	基町１９－７	227-3872
幟町	幟町児童館放課後児童クラブ	幟町３－４９	228-7495
	(民間)トレジャーキッズクラブ幟町校	橋本町１０－１ 橋本５10ビル1Ｆ	555-8338
	(民間)Ｅキッズ幟町	幟町３－１ 第3山県ビル２Ｆ	554-2500
袋町	袋町児童館放課後児童クラブ	袋町６－３６	244-4029
	令和８年１月頃に運営団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		
竹屋	竹屋児童館放課後児童クラブ	鶴見町８－２９	241-3912
	(民間)キッズクラブ竹屋	昭和町４－２５	258-2356
千田	千田児童館放課後児童クラブ	東千田町二丁目１－２３	244-8030
	(民間)キッズクラブ千田	大手町五丁目７－10	259-3224
	(民間)ジョイナス広島千田	千田町二丁目８－８	569-4070
	(民間)ジョイナス広島東千田	南竹屋８－１７－１ 2F	258-1600
	(民間)ジョイナス広島南竹屋	南竹屋８－１７－１ 1F	258-1600
中島	中島児童館放課後児童クラブ	加古町１０－４３	545-5788
	(民間)ジョイナス広島中島	住吉町６－１８ サニーベル住吉 2F	240-5030
吉島東	吉島東児童館放課後児童クラブ	吉島東三丁目２－７	249-8145
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 吉島東	光南一丁目２－２１	258-5959
吉島	吉島児童館放課後児童クラブ	吉島西三丁目４－２５	244-7957
広瀬	広瀬児童館放課後児童クラブ	広瀬町２－１７	235-2522
	(民間)広瀬なかよしクラブ	広瀬北町８－２５	295-8887
本川	本川児童館放課後児童クラブ	本川町一丁目５－２４	293-1373
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 本川	本川町一丁目１－２２ デルタビル４Ｆ	208-4141
	(民間)キッズクラブ本川	榎町 10-16	208-3666
神崎	神崎放課後児童クラブ	舟入中町１－３６	233-4952
舟入	舟入児童館放課後児童クラブ	舟入幸町１４－１６	291-3314
江波	江波児童館放課後児童クラブ	江波東二丁目２－２	292-8167
	江波放課後児童クラブ	江波南二丁目２－５３	234-3527

【東区】

小学校	名称	所在地	電話番号
福木	福木児童館放課後児童クラブ	馬木九丁目１－１	899-4611
温品	温品児童館放課後児童クラブ	温品八丁目８－２５	508-4151
上温品	上温品児童館放課後児童クラブ	上温品三丁目４－１	280-3024
戸坂	戸坂児童館放課後児童クラブ	戸坂出江二丁目１－１	229-3313
戸坂城山	戸坂城山児童館放課後児童クラブ	戸坂城山町１－２	229-6380
東浄	東浄児童館放課後児童クラブ	戸坂新町三丁目１－４	229-6182

【東区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
中山	中山児童館放課後児童クラブ	中山東一丁目２－１	289-6970
	(民間)ジョイナス広島中山	中山東一丁目3－21 大和トラストビル3F	554-6116
	(民間)なかやまっこ放課後児童クラブ	中山西二丁目４－１ハウスバーンフリート中山 106	554-8558
牛田新町	牛田新町児童館放課後児童クラブ	牛田新町一丁目１５－１	228-2566
	(民間)ジョイナス広島牛田新町	牛田新町一丁目３－１８ 澤田ビル１F	962-2112
	(民間)Active Kids 児童クラブ 牛田新町校	牛田新町一丁目 5-15 ハイクールビル１F	511-0002
	(民間)Active Kids 児童クラブ 牛田新町Ⅱ校	牛田新町三丁目 35-12-1	836-6680
早稲田	早稲田児童館放課後児童クラブ	牛田早稲田四丁目９－２	221-9024
牛田	牛田児童館放課後児童クラブ	牛田旭一丁目１４－４４	228-3184
	(民間)広島光明学園 放課後児童クラブ	牛田本町五丁目１－２	207-4625
	(民間)牛田児童クラブ KCA	牛田早稲田一丁目 7-21-101	555-8840
	(民間)広島光明学園 第二放課後児童クラブ	牛田本町六丁目１－１	207-4625
	(民間)牛田本町児童クラブ KCA	牛田本町二丁目１－１３	211-4677
	(民間)ジョイナス広島牛田	牛田中二丁目９－８	555-8181
	(民間)放課後児童クラブなないろ 牛田教室	牛田中二丁目 1-21 牛田Ｓ＆Ｋビル１F	962-6791
	(民間)ロータス放課後児童クラブ牛田	牛田中二丁目 1-26-1F	227-7188
尾長	尾長児童館放課後児童クラブ	山根町２１－１０	263-0825
	(民間)トレジャーキッズクラブ尾長校	尾長西一丁目６－３１ 坂本ビル 102	236-3233
	(民間)尾長児童クラブ KCA	若草町３－２５	263-2288
矢賀	矢賀児童館放課後児童クラブ	矢賀二丁目１０－３１	286-0543

【南区】

小学校	名称	所在地	電話番号
荒神町	荒神町放課後児童クラブ	西蟹屋三丁目７－２７	262-7240
大州	大州児童館放課後児童クラブ	大州五丁目１０－１２	283-6130
	(民間)ジョイナス広島大州	大州五丁目５－３１－２０９	259-3111
青崎	青崎児童館放課後児童クラブ	青崎一丁目１２－７	285-2965
向洋新町	向洋新町児童館放課後児童クラブ	向洋新町一丁目６－２	288-2682
段原	段原児童館放課後児童クラブ	的場町二丁目６－１３	568-7830
	(民間)放課後児童クラブなないろ 段原教室	金屋町７－５ シティハイツ金屋町１０２	236-7825
比治山	東雲児童館放課後児童クラブ	東雲本町二丁目１１－２	282-7013
	(民間)トレジャーキッズクラブ比治山校	東雲一丁目１７－１６ 石田ビル１F	569-7887
	(民間)みみょう児童クラブしののめ	東雲本町二丁目７－６	283-7780
	(民間)ジョイナス広島比治山	東雲本町一丁目8－3 HAMAOKA ビル1F	258-2611
	(民間)放課後児童クラブなないろ 比治山教室	東雲二丁目 13-25 フジコーテナントビル 3F	236-7242
	(民間)放課後児童クラブなないろ 第二比治山教室	東雲本町二丁目 12-25 1F	258-3134
皆実	皆実児童館放課後児童クラブ	皆実町一丁目１５－２	253-9416
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 皆実	皆実町一丁目１６－１３ 宝生ビル2F	567-4141
	(民間)ジョイナス広島皆実	皆実町一丁目１９－６	569-8228
	(民間)ジョイナス広島皆実北	皆実町一丁目８－１９ ヒロヨウビル 1F	207-2600

【南区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
翠町	翠町児童館放課後児童クラブ	翠四丁目１０－２	256-1803
大河	大河児童館放課後児童クラブ	旭一丁目５－２５	250-4565
黄金山	黄金山児童館放課後児童クラブ	北大河町３５－２	284-7884
仁保	仁保児童館放課後児童クラブ	仁保新町二丁目８－１２	281-5034
	(民間)放課後児童クラブなないろ 仁保教室	東本浦町１７－２５	258-1352
楠那	楠那児童館放課後児童クラブ	楠那町５－２４	255-3926
宇品東	宇品東児童館放課後児童クラブ	宇品東七丁目１１－８	253-4501
宇品	宇品児童館放課後児童クラブ	宇品御幸四丁目５－３２	254-3424
	(民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 宇品	宇品西一丁目６－２－1F	256-6663
	(民間)ジョイナス広島宇品	宇品御幸五丁目４－１４ 古川ビル１F	569-5880
	(民間)Active Kids 児童クラブ 宇品校	宇品御幸四丁目６－８ 平田ビル１F	250-5100
	(民間)キッズクラブ宇品	宇品御幸四丁目 11-9 ミユキマーケットプラザ 1F	259-3244
元宇品	元宇品放課後児童クラブ	元宇品町７－１０	255-9340

【西区】

小学校	名称	所在地	電話番号
大芝	大芝児童館放課後児童クラブ	大芝一丁目２５－１７	509-2050
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 大芝	楠木町三丁目１５－１３ 中谷ビル１Ｆ	962-4747
	(民間)ロータス放課後児童クラブ大芝	大芝二丁目１０－２１－２０１・２０２	554-1112
三篠	三篠児童館放課後児童クラブ	三滝町１８－１３	238-7201
	(民間)児童クラブ 桜の杜三篠	三篠町一丁目７－６	962-2820
	(民間)ロータス放課後児童クラブ横川	横川町 18－13	275-6691
天満	天満児童館放課後児童クラブ	天満町１－２７	293-1085
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ	小河内町一丁目１３－３	232-4274
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ第二	都町２１－３ 福三ビル１Ｆ	234-1220
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ第三	都町 21－3　福三ビル２Ｆ	080-1044-5642
観音	観音児童館放課後児童クラブ	観音本町二丁目１－７４	293-7461
南観音	南観音児童館放課後児童クラブ	南観音六丁目５－１５	292-5591
	(民間)放課後児童クラブパシフィック南観音	南観音五丁目２－１４ ２Ｆ	533-6280
		南観音五丁目６－２５	
		南観音五丁目６－２２	
	(民間)放課後児童クラブなないろ南観音教室	南観音三丁目６－５　3F	208-4037
己斐	己斐児童館放課後児童クラブ	己斐上二丁目１－２	271-9950
己斐上	己斐上児童館放課後児童クラブ	己斐上六丁目４５６	273-9296
己斐東	己斐東児童館放課後児童クラブ	己斐東二丁目３０－３	272-0984
山田	山田児童館放課後児童クラブ	山田新町一丁目１７－４	272-1769
古田台	古田台放課後児童クラブ	古田台一丁目５－１	274-5270
古田	古田児童館放課後児童クラブ	古江西町１９－１５	274-0905
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 古田	古江新町４－１８ アルカス大田2F	507-5252
高須	高須児童館放課後児童クラブ	高須四丁目１６－１	273-4863

【西区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
庚午	庚午児童館放課後児童クラブ	庚午中一丁目１５－２	507-1533
	(民間)ジョイナス広島庚午	庚午中三丁目４－２０ 石橋ビル１F	275-5700
	(民間)トレジャーキッズクラブ庚午校	庚午中三丁目８－２ セイデンビル 2F	272-8802
草津	草津児童館放課後児童クラブ	草津東二丁目２０－１	271-8573
	(民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 草津	草津東一丁目７－３１－2F	273-8607
	(民間)シダックス放課後児童クラブ 草津	草津東一丁目７－２ モイトラビル2F	271-7710
鈴が峰	鈴が峰児童館放課後児童クラブ	鈴が峰町３６－３	279-8993
井口台	井口台児童館放課後児童クラブ	井口台三丁目５－１	279-5423
井口	井口児童館放課後児童クラブ	井口二丁目 13−1	277-5283
	(民間)シダックス放課後児童クラブ 井口	井口三丁目１－１ グランディール井口1F	276-7885
	(民間) 放課後児童クラブなないろ 井口教室	井口二丁目5－２３ ファインハイム１０２	961-3520
井口明神	井口明神児童館放課後児童クラブ	井口明神一丁目 13−2	276-0482

【安佐南区】

小学校	名称	所在地	電話番号
梅林	梅林放課後児童クラブ	八木三丁目３－９	873-2946
八木	八木児童館放課後児童クラブ	八木九丁目２０－１９	873-6444
川内	川内児童館放課後児童クラブ	川内五丁目３９－３２	877-6715
	(民間) 放課後児童クラブなないろ 川内教室	川内五丁目２１－３７－３	962-7644
緑井	緑井児童館放課後児童クラブ	緑井四丁目３１－３	870-0853
	(民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 緑井	緑井二丁目２７－４１グランドールＫ２F	877-2260
東野	東野放課後児童クラブ	東野一丁目７－１	870-7122
	(民間)放課後児童クラブなないろ 東原教室	東原三丁目１１－２	554-2557
中筋	中筋児童館放課後児童クラブ	中筋二丁目１５－１６	870-0852
	(民間)ジョイナス広島中筋	中筋一丁目４－３ １F	962-5700
古市	古市児童館放課後児童クラブ	中須一丁目３８－１３	831-5020
大町	大町児童館放課後児童クラブ	大町西一丁目１６－１２	831-1135
	(民間)ジョイナス広島大町	大町東一丁目８－２５ ２０２号	836-5959
	(民間)大町児童クラブ KCA	大町西二丁目１６－６	876-1223
	(民間)放課後児童クラブなないろ 大町教室	大町西一丁目 4−31−301 号	962-2658
毘沙門台	毘沙門台児童館放課後児童クラブ	毘沙門台三丁目１－１	877-7482
安東	安東児童館放課後児童クラブ	安東三丁目１－１	878-6929
安	安児童館放課後児童クラブ	上安二丁目７－５６	872-8022
上安	上安児童館放課後児童クラブ	上安五丁目７－２１	872-7183
安北	安北児童館放課後児童クラブ	高取北二丁目３０－１	872-4109
安西	安西児童館放課後児童クラブ	高取南二丁目１８－１	872-2188

【安佐南区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
祇園	祇園児童館放課後児童クラブ	祇園三丁目１－２２	875-7096
	(民間)シダックス放課後児童クラブ 祇園	祇園二丁目６－２９	846-1161
	(民間)放課後児童クラブなないろ 祇園教室	祇園二丁目１４－３ クラークビル１F	836-5232
	(民間)KiDs Pass 祇園Ⅰ校	祇園六丁目23番７号	554-1555
	(民間)KiDs Pass 祇園Ⅱ校	祇園六丁目23番８号	554-1586
原南	原南放課後児童クラブ	西原二丁目１９－２３	871-2826
	(民間)ジョイナス広島原南	西原二丁目２９－２０	962-2811
原	原児童館放課後児童クラブ	西原四丁目２３－３５	871-1970
	(民間)放課後児童クラブなないろ 原教室	西原六丁目1－1－202 セレッソコート西原	836-5440
長束	長束児童館放課後児童クラブ	長束四丁目１５－１	238-6179
長束西	長束西児童館放課後児童クラブ	長束西一丁目２６－３	237-4998
山本	山本児童館放課後児童クラブ	山本三丁目１３－２	871-1952
	(民間)放課後児童クラブ Ai Kids Club 山本	山本一丁目１７－１７－2F	874-5210
	(民間)シダックス放課後児童クラブ 山本	山本一丁目２９－１３	875-7550
	(民間)Active Kids 児童クラブ 山本校	山本一丁目１７－６	850-1515
春日野	春日野児童館放課後児童クラブ	山本新町二丁目１８－７	871-4120
	(民間)シダックス放課後児童クラブ 春日野	山本新町二丁目18－9－8 信徳ビル3F	871-6122
伴東	伴東児童館放課後児童クラブ	伴東七丁目１１－１	848-4001
伴※	伴児童館放課後児童クラブ	伴中央一丁目７－２	848-0094
伴南	伴南児童館放課後児童クラブ	伴南一丁目２１－１	849-6060
大塚	大塚児童館放課後児童クラブ	大塚西六丁目１－２	848-4410
戸山	戸山放課後児童クラブ	沼田町阿戸３７２２	839-2181

※　伴小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。

【安佐北区】

小学校	名称	所在地	電話番号
高南	高南放課後児童クラブ	白木町秋山１１８８	828-0758
三田	三田放課後児童クラブ	白木町三田２６４９	829-1122
狩小川	狩小川児童館放課後児童クラブ	上深川町１３１５－４	844-1684
深川	深川児童館放課後児童クラブ	深川五丁目１２－２	842-9771
	(民間)深川児童クラブＫＣＡ	深川五丁目30－1 アクロスプラザ高陽2F	842-9558
	(民間)高陽児童クラブＫＣＡ	深川五丁目30－1 アクロスプラザ高陽2F	842-0102
亀崎	亀崎児童館放課後児童クラブ	亀崎四丁目２－２	842-0494
真亀	真亀児童館放課後児童クラブ	真亀一丁目３－２７	843-1883
倉掛	倉掛児童館放課後児童クラブ	倉掛一丁目１２－１	842-0549
落合東	落合東児童館放課後児童クラブ	落合四丁目１３－２	843-4554
落合	落合児童館放課後児童クラブ	落合南二丁目１３－３	842-3084
口田東	口田東児童館放課後児童クラブ	口田二丁目１－３	842-2822
口田	口田児童館放課後児童クラブ	口田南二丁目７－３	841-5855
大林	大林放課後児童クラブ	大林四丁目１４－１	818-1266
三入	三入児童館放課後児童クラブ	三入五丁目１５－９	818-1170

【安佐北区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
三入東	三入東児童館放課後児童クラブ	三入東一丁目１０－５	818-6741
可部	可部児童館放課後児童クラブ	可部四丁目９－２	815-1766
可部南	可部南児童館放課後児童クラブ	可部南二丁目１１－２	815-6321
	(民間)可部南児童クラブＫＣＡ	可部南五丁目１４－２－2F	824-8411
亀山	亀山児童館放課後児童クラブ	亀山七丁目４－１０	815-3894
	(民間)亀山児童クラブＫＣＡ	亀山六丁目８－６	824-7456
亀山南	亀山南児童館放課後児童クラブ	亀山南三丁目２８－３	815-5422
鈴張	鈴張児童館放課後児童クラブ	安佐町大字鈴張１９１５	835-0824
飯室	飯室児童館放課後児童クラブ	安佐町飯室１５４４－１	835-2918
久地南	久地南児童館放課後児童クラブ	安佐町大字くすの木台５２－１	837-0908
日浦	日浦児童館放課後児童クラブ	あさひが丘三丁目２１－１	838-0454

【安芸区】

小学校	名称	所在地	電話番号
瀬野	瀬野児童館放課後児童クラブ	瀬野一丁目３６－１３	894-1242
みどり坂	みどり坂児童館放課後児童クラブ	瀬野西一丁目３８－２	894-5161
中野	中野児童館放課後児童クラブ	中野四丁目２１－２	893-2713
中野東	中野東児童館放課後児童クラブ	中野五丁目１１－１	892-2814
畑賀	畑賀児童館放課後児童クラブ	畑賀三丁目２３－１２	827-1509
阿戸	阿戸児童館放課後児童クラブ	阿戸町６１７５－２	856-0799
船越	船越児童館放課後児童クラブ	船越四丁目２８－３	822-7828
矢野西	矢野西児童館放課後児童クラブ	矢野西四丁目５－１	889-3112
矢野	矢野児童館放課後児童クラブ	矢野西六丁目１１－１	888-0726
矢野南	矢野南児童館放課後児童クラブ	矢野南四丁目９－２２	888-3933

【佐伯区】

小学校	名称	所在地	電話番号
湯来南	湯来南放課後児童クラブ	湯来町白砂３５５５－１	0829-86-0820
石内	石内児童館放課後児童クラブ	五日市町石内３２７６	941-3117
石内北	石内北児童館放課後児童クラブ	石内北三丁目２２－１４	941-0656
	(民間)ジョイナス広島石内北	石内北一丁目3-8ダイハツ広島販売D-WASH館2F	225-7990
	(民間)Active Kids 児童クラブ 石内北校	石内北三丁目 13－11	0829-42-5579
河内	河内児童館放課後児童クラブ	五日市町大字上河内 1601－2	927-9129
五月が丘	五月が丘児童館放課後児童クラブ	五月が丘二丁目２２－２	941-1552
藤の木	藤の木児童館放課後児童クラブ	藤の木二丁目２－２	927-6287
彩が丘	彩が丘児童館放課後児童クラブ	河内南二丁目１０－２	927-6681
美鈴が丘	美鈴が丘児童館放課後児童クラブ	美鈴が丘西一丁目８－２	927-2904
八幡東	利松児童館放課後児童クラブ	利松一丁目１０－７	927-0621
	(民間)放課後児童クラブなないろ 八幡東教室	八幡東三丁目９－１３	533-8371

【佐伯区　続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
八幡	八幡児童館放課後児童クラブ	八幡二丁目３－１	927-4673
	令和８年１月頃に運営団体を選定する予定です。詳細は、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		
五日市観音	坪井児童館放課後児童クラブ	坪井一丁目３２－９	921-2394
	(民間)キッズクラブ五日市観音校	千同一丁目１９－２１	208-2177
五日市観音西	五日市観音西児童館放課後児童クラブ	坪井三丁目８７７	923-9441
五日市中央	五日市中央児童館放課後児童クラブ	五日市中央三丁目１２－２	922-6099
五日市	五日市児童館放課後児童クラブ	五日市三丁目１－１	922-6337
	(民間)放課後児童クラブ コレマナ五日市	新宮苑１１－１９ 木村ビル１Ｆ	090-1334-5007
	(民間)児童クラブ 桜の杜五日市	五日市五丁目６－２５	215-2827
	(民間)放課後児童クラブ コレマナ五日市駅前	五日市駅前二丁目１８－９ シャティ長谷２Ｆ	080-9575-1905
	(民間)児童クラブ 桜の杜五日市～陽～	五日市五丁目 15－4	942-4070
五日市東	五日市東児童館放課後児童クラブ	皆賀二丁目３－２	923-3827
五日市南	五日市南児童館放課後児童クラブ	海老園三丁目１８－２	922-5261
楽々園※	楽々園児童館放課後児童クラブ	楽々園六丁目８－２	923-8710
	(民間)児童クラブ 桜の杜楽々園	楽々園二丁目１－３８	205-8983
	(民間)ほうかご教室ちえのわ 楽々園	楽々園四丁目 3-22 和光楽々園ビル 2F	275-4141
	(民間)楽々園 terakoya くらぶ	楽々園五丁目１５－２２	299-5660

※　楽々園小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容
中区地域起こし推進課	504-2670	児童館放課後児童クラブに関すること
東区地域起こし推進課	568-7705	
南区地域起こし推進課	250-8935	
西区地域起こし推進課	532-0927	
安佐南区地域起こし推進課	831-4926	
安佐北区地域起こし推進課	819-3905	
安芸区地域起こし推進課	821-4905	
佐伯区地域起こし推進課	943-9705	
こども未来局放課後対策課	242-2014	その他の放課後児童クラブに関すること

広島市ホームページで放課後児童クラブ関連のページをご覧になられる際は、
トップページ ＞ くらし・手続き ＞ 子育て ＞ 児童館・放課後児童クラブ
※ページ内の各コンテンツをご参照ください。